

2024年12月

お客様各位

## 『ビジネス法体系 企業不動産取引法』内容誤りのお詫びと訂正について

『ビジネス法体系 企業不動産取引法』において、内容の一部に誤りがございました。

お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

### ○該当箇所：625頁（巻末資料）

「巻末資料1 機関投資家の範囲」の図表のうち、番号「24」を「23-2」に訂正し、「24」として、以下を追加する。

24	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った個人（ロに該当するものとして届出を行った個人にあつては、業務執行組員等として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>（1） 直近日における当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。</p> <p>（2） 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。</p> <p>ロ 当該個人が業務執行組員等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すること（イに該当する場合を除く。）。</p> <p>（1） 直近日における当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組員等として当該個人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。</p> <p>（2） 当該個人が当該届出を行うことについて、当該組合契約に係る組合の他の全ての組員、当該匿名組合契約に係る出資対象事業に基づく権利を有する他の全ての匿名組合契約に係る匿名組員若しくは当該有限責任事業組合契約に係る組合の他の全ての組員又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る全ての組員その他の者の同意を得ていること。</p>	×
----	--	---

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp/>

TEL 0120-203-694/FAX 0120-302-640